



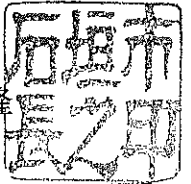
石垣市告示第 23 号

森林法の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)第1条に基づき適用される改正後の森林法第10条の6の規定により石垣市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の変更計画案を縦覧に供する。

なお、石垣市森林整備計画の変更計画案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、石垣市に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

平成29年1月30日

石垣市長 中山 義隆



1 縦覧場所

石垣市役所農林水産部農政経済課

2 縦覧期間

自 平成29年1月31日

至 平成29年3月 2日